

六会地区社会福祉協議会

規約

第1章 総 則

(設置及び目的)

第1条 この規約は、この地区内居住者が協力して地域社会の福祉の増進を図るため、藤沢市六会地区社会福祉協議会（以下「会」という）を設置し、その組織及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(地 区)

第2条 この会の地区は、六会市民センターの管轄地区内とする。

(事務所)

第3条 この会の事務所は、藤沢市役所六会市民センター内に置く。

(事 業)

第4条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉に関する調査研究
- (2) 社会福祉に関する事業の実施
- (3) 共同募金、日赤社員増強運動等の推進協力
- (4) その他、会の目的達成に必要な運動並びに事業

第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 この会は、次の各号の1つに該当するものをもって会員とする。

- (1) 地区内居住者
- (2) 地区内の福祉事業者等の代表者
- (3) 社会福祉行政機関の関係者
- (4) 社会福祉活動に関心をもち、この会の目的に賛同する者

(退 会)

第6条 会員は、次の各号に該当するときは退会したものとする。

- (1) 本人からの申し出があったとき
- (2) 会員たる資格を失ったとき
- (3) 地域外等に転出したとき

(役 員)

第7条 この会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名 |
| (3) 会 計 | 1名 |
| (4) 書 記 | 2名 |
| (5) 監 事 | 2名 |

(役員を選出)

第8条 役員は、六会地区自治会連合会の設置する4ブロック会議の推薦により、六会地区自治会連合会の総会で決定された者及び六会地区民生委員児童委員協議会の代表者並びに六会地区自治会連合会の代表者とする。

ただし、監事2名は六会地区自治会連合会の代表者及び六会地区民生委員児童委員協議会の代表者があたる。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員は、第6条第2号に該当する場合であっても、任期中は、その職務を行うものとする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

3 補欠により就任した役員は、前任者の残留期間とする。

4 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員任務)

第10条 役員任務は次のとおりとする。

(1) 会長は、会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、会長が予め指名した順位により、その職務を代理する。

(3) 会計は、この会の経理を担当する。

(4) 書記は、会の議事を記録しその他会務運営及び執行にあたる。

(5) 監事は会務の運営及び経理を監査する。

(常任理事の選出)

第11条 常任理事は、六会地区自治会連合会、六会地区民生委員児童委員協議会、ゆめクラブ六会地区連合会、その他会長が必要と認める団体の長の推薦に基づき、役員会の合議により若干名を会長が選出する。また、第5条第3号(行政機関)の職にある者は常任理事とする。

2 常任理事は、第23条に規定する部会の構成員となる。

3 常任理事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 常任理事であった者が、第6条各号の規定により、任期途中で退会したときは、その選出母体から補欠により選出された者が残任期間その職にあたる。

5 第5条第3号(行政機関)の職にある者がその職を退いたとき、または、区域外に就任したときは、退任したものとする。

(理事)

第12条 理事は、次の各号に該当する者を持って構成し、100名以内とする。

(1) 自治会町内会長または、これに代わる者

(2) 民生委員児童委員

(3) 会長が必要と認める者

(顧問)

第13条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は重要な事項について会長の諮問に応ずる。

第3章 会 議

(会議の種類)

第14条 会議は、理事会及び役員会とする。

(会議の招集)

第15条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 理事会は、必要に応じ随時これを開く。ただし、理事の3分の1以上の連署をもって会議の目的たる事項を示し、請求があったとき、会長はその会議を招集し

なければならない。

- 3 役員会は、必要に応じ随時これを開く。
(議決の方法)

第16条 会議の議決は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長はこれを決する。

- 2 特に軽易な事項または特別な事情があるとき、会長は専決処理し、次回に開かれる各会議の際にその旨を報告しなければならない。
(理事会)

第17条 理事会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び決算に関する事項
 - (3) 規約の制定及び変更
 - (4) その他、必要と認めた事項
- 2 理事会は、次の事項を承認する。
 - (1) ボランティアセンターむつあい運営規約及びボランティアセンターむつあい運営委員会規約の改廃
- (役員会)

第18条 役員会は、会長、副会長、会計、書記、監事をもって構成し、この会の運営上必要な事項を企画し審議する。

- (1) 事業計画案及び予算案等の企画立案に関する事項
 - (2) 事業報告及び決算等の作成に関する事項
 - (3) 規約及び諸規程等の制定及び変更に関する事項
 - (4) 事業及び予算の変更
 - (5) 部会及び部会間の調整に関する事
 - (6) 理事会及び総会に付議する事項
 - (7) その他、必要な事項
- (総会)

第19条 六会地区自治会連合会の総会に、役員が出席し次の事項を付議する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項の承認
- (2) 事業報告及び決算に関する事項の承認
- (3) 規約の制定及び変更の承認
- (4) 会の解散に関する事項
- (5) その他会員が必要と認めた事項

第4章 会 計

(会計予算)

第20条 この会の経費は、自治会連合会助成金、賛助会費、藤沢市等の補助金並びに交付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。
(会計の監査)

第22条 監事は、決算及びこれに関連する会計を監査し、その結果を理事会の決

定を経た後、六会地区自治会連合会の総会に報告しなければならない。

第5章 部会、委員会

(部会の設置)

第23条 この会の事業運営のため、部会を設置する。

(構成)

第24条 部会は、高齢者福祉部会、ふれあい部会、総務広報部会とし、それぞれの部会は、部会長1人、副部会長及び部会員若干人をもって構成する。

2 部会運営のため、必要あるときは部会長の判断でこの会への協力者を部会員とすることができる。

(部会長等の選任)

第25条 部会長は、副会長の中から会長が指名する。

2 部会員は、会計、書記及び監事並びに常任理事の中から各部会長の推薦によって会長が委嘱する。

3 副部会長は、部会員の中から部会長が選任する。

(会長等の職務)

第26条 部会長は、部会を代表し、会務を処理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第27条 会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 議事は、出席した部会員の過半数により決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(部会の事業)

第28条 高齢者福祉部会は、高齢者福祉等に関する事業を審議し、執行する。

2 ふれあい部会は、障がい者福祉や青少年健全育成等に関する事業を審議し、執行する。

3 総務広報部会は、この会が行う事業の周知及び組織強化、共同募金等の事業を審議し、執行する。

(委員会等の設置)

第29条 この会の事業運営のため、必要あるときは委員会等を設けることができる。

2 前項委員会等の規約については、別途定めるものとする。

3 前項委員会等の運営のため、協力者を外部から招へいできるものとする。

(部会、委員会等の経費)

第30条 部会、委員会等の経費は、この会において経理する。

第6章 雑 則

(委任事項)

第31条 この規約の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規約は、昭和41年4月1日から施行する。

この規約は、昭和63年5月7日改正し、施行する。

この規約は、平成10年5月9日改正し、施行する。
この規約は、平成13年5月12日改正し、施行する。
この規約は、平成15年5月10日改正し、施行する。
この規約は、平成23年5月7日改正し、施行する。
この規約は、平成24年4月28日改正し、施行する。
この規約は、平成26年4月26日改正し、施行する。
この規約は、令和3年10月29日改正し、施行する。